

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令要綱

第一 行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、次の関係政令の規定の整備をするものとする。 (第一条から第八十五条まで関係)

- 一 職員の退職管理に関する政令 (平成二十年政令第三百八十九号)
- 二 公認会計士法施行令 (昭和二十七年政令第三百四十三号)
- 三 金融商品取引法施行令 (昭和四十年政令第三百二十一号)
- 四 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令 (平成五年政令第三十一号)
- 五 保険業法施行令 (平成七年政令第四百二十五号)
- 六 信託業法施行令 (平成十六年政令第四百二十七号)
- 七 資金決済に関する法律施行令 (平成二十二年政令第十九号)
- 八 公文書管理委員会令 (平成二十二年政令第六十六号)
- 九 国家戦略特別区域法施行令 (平成二十六年政令第九十九号)

- 十 恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）
- 十一 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）
- 十二 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）
- 十三 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）
- 十四 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）
- 十五 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）
- 十六 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）
- 十七 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）
- 十八 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）
- 十九 情報公開・個人情報保護審査会設置法施行令（平成十五年政令第五百五十号）
- 二十 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）
- 二十一 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百三十五号）
- 二十二 大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）

- 二十三 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十五年政令第五十一号）
- 二十四 建設機械登記令（昭和二十九年政令第三百五号）
- 二十五 鉦害賠償登録令（昭和三十年政令第二十七号）
- 二十六 企業担保登記登録令（昭和三十三年政令第八十七号）
- 二十七 出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第七十八号）
- 二十八 動産・債権譲渡登記令（平成十年政令第二百九十六号）
- 二十九 後見登記等に関する政令（平成十二年政令第二十四号）
- 三十 法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）
- 三十一 不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）
- 三十二 船舶登記令（平成十七年政令第十一号）
- 三十三 農業用動産抵当登記令（平成十七年政令第二十五号）
- 三十四 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令（平成十八年政令第九十二号）

- 三十五 更生保護法施行令（平成二十年政令第四百四十五号）
- 三十六 外務公務員法施行令（昭和二十七年政令第四百七十三号）
- 三十七 税理士法施行令（昭和二十六年政令第二百十六号）
- 三十八 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）
- 三十九 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十二年政令第二百七号）
- 四十 国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）
- 四十一 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）
- 四十二 私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）
- 四十三 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）
- 四十四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）
- 四十五 検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）
- 四十六 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令（昭和二十八年政令第九十号）
- 四十七 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）

- 四十八 労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和三十一年政令第二百四十八号）
- 四十九 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）
- 五十 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第八十四号）
- 五十一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令（昭和四十年政令第二百七十号）
- 五十二 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）
- 五十三 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）
- 五十四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）
- 五十五 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）
- 五十六 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）
- 五十七 土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）

- 五十八 漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）
- 五十九 肥料取締法施行令（昭和二十五年政令第九十八号）
- 六十 漁業登録令（昭和二十六年政令第二百九十二号）
- 六十一 家畜取引法施行令（昭和三十二年政令第九号）
- 六十二 農業機械化促進法施行令（昭和四十年政令第二百九号）
- 六十三 農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）
- 六十四 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和五十一年政令第九十八号）
- 六十五 集落地域整備法施行令（昭和六十三年政令第二十五号）
- 六十六 市民農園整備促進法施行令（平成二年政令第二百七十二号）
- 六十七 漁船法第三十三条第一項の期間等を定める政令（平成十三年政令第三百七号）
- 六十八 外国為替及び外国貿易法第五十六条の規定による意見の聴取の手續に関する政令（昭和二十四年政令第三百七十九号）
- 六十九 鉱業登録令（昭和二十六年政令第十五号）

- 七十 特定鉱業権関係登録令（昭和五十三年政令第三百八十二号）
- 七十一 外国為替及び外国貿易法における主務大臣を定める政令（昭和五十五年政令第二百五十九号）
- 七十二 弁理士法施行令（平成十二年政令第三百八十四号）
- 七十三 水害予防組合職員賠償責任及身元保証令（明治四十一年勅令第九十一号）
- 七十四 船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）
- 七十五 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）
- 七十六 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）
- 七十七 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）
- 七十八 土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）
- 七十九 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）
- 八十 道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）
- 八十一 領事官の行う船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令（昭和三十一年政令第三百九十四号）

八十二 ダム使用権登録令（昭和四十二年政令第二号）

八十三 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百五十八号）

八十四 都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）

八十五 国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）

八十六 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）

八十七 農住組合法施行令（昭和五十六年政令第七十号）

八十八 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）

八十九 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）

九十 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）

九十一 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）

第二 この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行するものとするほか、この法律の施行に關し必要な経過措置等を定めるものとする。 （附則第一条から第八条まで關係）